

初度費をもってその費用に充てる設計費等の取扱いに関する特約条項

(初度費)

第1条 乙は、本契約の締結後速やかに、甲に対し、初度費をもってその費用に充てる
ことが予定される設計及び試験の実施、並びに専用治工具、専用機械及び専用装置（以
下「専用治工具等」という。）の取得の内訳を記載した書面を提出し、確認を受ける
ものとする。

2 乙は、将来において甲との間で同種の契約を締結した場合は、本契約における初度
費に係る設計及び試験の成果を活用し、かつ専用治工具等を使用して、当該契約を履
行するものとし、当該設計若しくは試験又は専用治工具等に係る費用を重複して請求
しないものとする。

3 乙は、将来の契約を含む甲との間の契約のためにのみ、本契約において実施した設
計及び試験の成果並びに本契約において取得した専用治工具等を使用するものとし
る。ただし、甲と別途協議して定めるところにより相応の対価を負担するときは、こ
の限りでない。

(専用治工具等)

第2条 専用治工具等の所有権は、乙に帰属する。

2 乙は、専用治工具等の取得が完了したときは、甲に対し、速やかに報告するもの
とする。

3 乙は、前条第2項の目的を達するため、甲と別途協議して定める期日までの間、善
良なる管理者としての注意をもって、専用治工具等を維持管理するものとする。この
場合において、一又は複数の専用治工具等が、乙の故意又は重過失によらずして通常
の使用に耐えない状態となったときは、甲にその旨を通知したうえで、修補又は更新
するものとする。なお、前条第2項の目的を達成した後の専用治工具等の取扱いにつ
いては、別途協議するものとする。